

## 第2回入札説明書等に関する質問に対する回答

| No | 資料名   | 頁      | 項目                 | 内容   | 回答   |
|----|-------|--------|--------------------|--|--|
| 1  | 要求水準書 | P3     | 第1 - 5             | 「既存設備を撤去し、既存の方式(単一ダクト方式または単一ダクト・ファンコイルユニット併用方式)とは異なる方式の空調設備を設置すること」とありますが、川西養護学校の屋内運動場についても、単一ダクト方式を採用できないということでしょうか。単一ダクト方式の採用が可能な場合、空調機械室以降のダクト及び可変風量ユニット、制気口を継続使用しても宜しいでしょうか。   | 川西養護学校の屋内運動場においては、単一ダクト方式の採用について提案に委ねます。ただし、単一ダクト方式の既存設備を継続して使用する場合、求める温熱環境や性能が満たされない等、不備や故障等への対応については、事業者の責で行うこととします。       |
| 2  | 要求水準書 | P6     | 第1 - 9 - (3)       | 参考基準・指針等において、特に記載のないものは国土交通省大臣官房官庁営繕部監修とするとありますが、屋外露出の冷媒配管の保温の仕上げはステンレス鋼板となるのでしょうか。<br>(樹脂カバーによる仕上は要求水準を満たさないことになるのでしょうか)  | 公共建築工事標準仕様書と同等、またはそれ以上の性能があれば、協議により、仕様変更することは可能とします。   |
| 3  | 要求水準書 | P11-17 | 第2 - 3 - (1)       | 高調波対策用アクティブフィルターの設置は必要でしょうか。   | 事業者の提案に委ねます。   |
| 4  | 要求水準書 | P12    | 第2 - 3 - (1) -     | 「既設デマンド監視装置の設定変更、装置の改造または新規装置への更新等により、デマンド監視装置を整備することとします。」とありますが、各対象校毎の既設デマンド監視装置の有無を御教示下さい。  | 川西小学校及び川西南中学校は全負荷が対象のデマンド監視装置を設置、桜が丘小学校、川西北小学校、多田東小学校、清和台小学校及び東谷小学校は一部の空調機負荷を対象にしたデマンド監視制御装置を設置しています。                        |
| 5  | 要求水準書 | P13    | 第2 - 3 - - b       | 標準的な対象室の室内機の能力の合計は、冷房時14.0kw以上にする事となっています。<br>セパレート形パッケージエアコン(オフィス・店舗用)のカタログ値では、5馬力(140形)が12.5kw(3.7～14.0kw)、6馬力(160形)が14.0kw(3.8～@16.0kw)となっています。<br>要求水準の値14.0kwは定格値標記が14.0kwとなっている、6馬力(160形)と考えてよろしいですか。<br><br>また、ビル用マルチ室内機の5馬力(140形)のカタログ値は14.0kwとなっていますが、ビル用マルチの場合は5馬力(140形)となるのでしょうか。 | 機器選定においては、定格能力で要求水準を満たすよう、選定してください。  |
| 6  | 要求水準書 | P14    | 第2 - 3 - (1) - - イ | 室外機は原則として地上設置とし、屋上及び外壁等に設置し校舎等に荷重をかけることは不可とします。とありますが、構造計算を行い(必要な資料は市より提供をいただく)根拠を示したうえでバルコニー等に室外機を設置することは可能ですか。   | 市が提供する既存校舎の構造関係図書等に基づき、限られた設計期間の中で荷重や防水の確認を行い、遅滞なく空調環境の提供が行えることを前提に認めます。<br>ただし、設計・施工に起因する躯体への影響や漏水等が発生した場合、事業者が責任を負うこととします。 |
| 7  | 要求水準書 | P14    | 第2 - 3 - (1) - - ウ | (ア)久代幼稚園・川西南中学校・川西養護学校に共通する事項に『別紙4 空調環境の提供条件』に示す標準提供時期の標準提供時間は、空調環境を提供する必要があること(本事業における施工によって空調環境の提供を中断してはならないこと)に留意して、既存設備の撤去及び新規設備の設置を行うものとします。』とありますが、その他の学校にも同様の対応が必要でしょうか。  | 事前に対象校と十分に協議を行い学校運営上、支障のない施工を行ってください。<br>また児童育成クラブは、休み期間(日、祝日及び8/11～8/17)を除き空調環境が必要です。                                       |

## 第2回入札説明書等に関する質問に対する回答

| No | 資料名   | 頁      | 項目        | 内容   | 回答  |
|----|-------|--------|-----------|--|---|
| 8  | 要求水準書 | P16-17 | 第2-3-(1)- | 「更新する室外機に使用するエネルギーを既存の室外機のエネルギーに合わせる必要はありません。ただし、同一対象校において更新する室外機に使用するエネルギーは、可能な限り、同一エネルギーを用いるものとします。」とありますが、新設する室外機に使用するエネルギーを室用途により変更しても宜しいでしょうか。                          | エネルギー価格、供給における安定性及び環境負荷などの観点をふまえ、適切なエネルギーを選択し組み合わせて提案することは可能です。                                       |
| 9  | 要求水準書 | P18    | 第2-3-(2)- | 「d ……、変圧器容量が不足する事態が生じた場合、事業者は速やかに十分な容量の変圧器に交換することとします。」とありますが変圧器容量の余力はどの程度考えたら宜しいでしょうか。基準等を御教示下さい。   | 提案に委ねます。  |
| 10 | 要求水準書 | P18    | 第2-3-(2)- | 「e 変圧器を取り替える場合は、PCB含有分析を行い、結果を報告すると共に、法令に従い適正に処理することとします。」とありますが敷地内指定場所までの運搬のみと考えて宜しいでしょうか。  | ご理解のとおりです。  |
| 11 | 要求水準書 | P18    | 第2-3-(2)- | 「f ……、変圧器の入れ替え等に伴う荷重の確認を行うこととします。」とありますが、既設設置場所の増設積載荷重を御教示下さい。   | 各事業者により確認を行ってください。なお、事業者から指定のあった対象校に係る構造図等を貸し出しますので市にお問い合わせ下さい。                                       |
| 12 | 要求水準書 | P18    | 第2-3-(2)- | 「f ……、変圧器の入れ替え等に伴う荷重の確認を行うこととします。」とありますが、積載荷重を上回る場合、及び増設スペースが無い場合は、既設設備を含め敷地内他場所に移設と考えて宜しいでしょうか。   | 提案に委ねます。  |
| 13 | 要求水準書 | P44    | 別紙3-2-(3) | 必要冷房能力(kW)の各値が給食室備品平面図のどの部屋に対応するか教えて頂けないでしょうか。   | 現地見学会で確認された対象室の広さに基づき設定してください。  |
| 14 | 要求水準書 | P42-44 | 別紙3-2     | 以下の室の空調環境の屋内条件が不明です。ご指示ください。<br>なお、更新の場合は既設機器能力相当として宜しいでしょうか。<br>・校長室<br>・事務室<br>・保健室<br>・特別教室準備室<br>・放送・スタジオ<br>・校務員室<br>・更衣室<br>・育成クラブ<br>・地域開放室<br>・廊下(川西養護学校を除く)<br>・購買部 | 要求水準書 別紙3に示す対象室において校長室、事務室、保健室、特別教室準備室、放送室・スタジオ、校務員室、更衣室及び購買部は管理諸室、児童育成クラブ及び地域開放室は教室等、廊下は川西養護学校に準じます。 |

## 第2回入札説明書等に関する質問に対する回答

| No | 資料名     | 頁        | 項目       | 内容   | 回答  |
|----|---------|----------|----------|--|---|
| 15 | 要求水準書   | P45-47   | 別紙4      | 以下の室の空調環境の提供条件が不明です。ご指示ください。<br>・特別教室<br>・校長室<br>・事務室<br>・保健室<br>・特別教室準備室<br>・放送・スタジオ<br>・校務員室<br>・更衣室<br>・育成クラブ<br>・地域開放室<br>・廊下(川西養護学校を除く)<br>・購買部   | 要求水準書 別紙4に示す対象室において校長室、事務室、保健室、校務員室及び児童育成クラブは管理諸室、特別教室、特別教室準備室、放送室・スタジオ、更衣室、地域開放室及び購買部においては教室等、廊下は川西養護学校に準じます。  |
| 16 | 落札者決定基準 | P4       | 第3       | 第二次審査で、入札参加者のプレゼンテーションを予定捨てているとありますが、プレゼンテーションを行うときにプロジェクターの使用は可能でしょうか。  | 可能です。プロジェクターは市で用意します。   |
| 17 | 基本協定書   | P6       | 第10条     | SPC本店を貴市市役所に設置することは可能でしょうか。  | 不可とします。   |
| 18 | 事業契約書   | P37, P43 | 第73条5、6  | 第73条6項に記載のある「評価額相当額」と、第77条3項に記載のある「出来高」の違いについてご教示ください。<br>また、どちらも「その時点までに必要とした費用」というようなものを意図すると考えますが、これにはSPC設立費等、本事業においてその時点までに支払った費用も含まれることを確認させてください。  | 「施工済み部分の評価額相当額」は、施工済み部分それ自体の客観的価値相当額を意味します。他方で、「出来高」は、工事全体のうち完了させた部分(出来形)についての(割合的にみた)報酬相当額を意味します。したがって、いずれも、「その時点までに必要とした費用」の補填を意図するものではなく、SPC設立費等、本事業においてその時点までに支払った費用は含まれません。もっとも、事業契約の解除が市の責めに帰すべき事由による解除の場合等には、かかる費用は、損害賠償として補填される可能性があります(第75条第3項(1)ウ、(2)エ、第4項(1)ウ、(2)エ、第5項、第76条第2項(3)、第77条第2項ご参照)。 |
| 19 | 事業契約書   | P37, P43 | 第73条 5、6 | 5項および6項はいずれも「乙に責がある場合の引渡し前の解除」の場合について規定されていますが、完成確認書が交付された学校に関しては、6項が適用されると認識していますが、その理解で宜しいでしょうか。(事業者帰責による解約は当然のことと考えますが、完成確認書が交付され、貴市より性能が確認された後は、性能を満たした設備に関しては原状回復ではなく引渡しされるのが合理的であると考えます) | ご指摘のとおり、完成確認書の交付があっても引き渡しは完了しませんので、解除時における市の判断により一部解除を選択し、現状での引き渡しを求めるか否かを決定することになります。  |
| 20 | 事業契約書   | P24      | 第43条 2   | 契約保証金の納付期限は契約締結時と同時とされていますが、履行保証保険を利用する場合、維持管理期間を対象とするものは、維持管理期間の開始後として頂きたいのですが如何でしょうか。  | 維持管理期間を対象とする契約保証金の納付時期は、維持管理期間の開始前に変更します。そのため、事業契約書(案)第43条第2項は、「前各号の契約保証金の納付時期は、本件契約締結と同時とする」を、「前項第1号の契約保証金の納付時期は、本件契約締結と同時、前項第2号の契約保証金の納付時期は、維持管理期間の開始前とする。」に修正します。  |

## 第2回入札説明書等に関する質問に対する回答

| No | 資料名     | 頁     | 項目                    | 内容   | 回答   |
|----|---------|-------|-----------------------|--|--|
| 21 | 事業契約書   | P24   | 第43条 5                | 乙が、施工企業をして、本契約の履行を保証する……とありますが、この場合の乙はSPCと判断します。一方、入札説明書P4では「SPCを設立する場合は代表企業が施工業務を行う企業でなくても構いません」とあります。事業契約書で言う履行保証保険の加入は、SPCですか施工企業ですか。   | 第43条第5項で定める履行保証保険は契約者を施工企業とするものです。なお、疑義のないように、事業契約書(案)第43条第5項及び第6項は、「保険に加入し、」を「保険に加入させ」に修正します。         |
| 22 | 様式集     | P3    | 工(空調設備計画書)<br>8-2~8-6 | 詳細提案校以外の学校・幼稚園は詳細設計は行いませんが、落札後の詳細設計時での多少の能力変更は認められるのでしょうか。   | 設計段階では、各対象室の熱負荷計算に基づき機器能力を選定していただきますので、その際、能力変更が必要であれば、変更していただくことになります。ただし、これに伴う金額変更はありません。            |
| 23 | 様式集     | P4    | オ(詳細提案校計画書)<br>9-7    | 負荷計算書作成において、外壁及び天井、屋根等の仕様が必要となります。矩計図等の仕様のわかる資料はいただけるのでしょうか。ない場合は仕様を設定してもらえるのでしょうか。  | 詳細提案校(陽明小学校、川西養護学校及び東谷幼稚園)の建設及び改修に係る図面の貸与と申し込みを9月13日付けでホームページに公表しましたので、確認してください。                       |
| 24 | 様式集     | 様式5-7 |                       | 損益計画書内、「公租公課」はどのようなものを想定されていますか。   | 提案内容に応じて、必要となる公租公課を記入してください。なお、費目等は適宜変更してください。   |
| 25 | 様式集     | 様式5-7 |                       | キャッシュフロー計算書内キャッシュインフローとキャッシュアウトフローの項目を修正しても良いでしょうか。(例えば、現金主義を採用する場合、税引後利益の項目は使用しなくても良いでしょうか)   | 提案内容に応じて、項目を修正してください。  |
| 26 | 様式集     | 様式8-2 | 受電容量計画表               | 現状変圧器の最大電流値(A)を御教示下さい。   | 計測していないため提供できません。  |
| 27 | 様式集     | 様式8-4 |                       | 要求水準書P11ではトップランナー機器を採用するよう記載があります。現状トップランナー機器は、COP基準ではなく、APFで評価するようJISで規定されております。様式8-4においてはCOPにて計算される方法が取られております。この計算方法では実態に則していない数値が算出されるようになっております。また、空調機によってはJIS改訂前(10年前)の機器のほうがCOPが高くなっている傾向にあります。よって様式8-4をAPFで計算出来るものに変えて頂けないでしょうか。 | JISにおいて学校用途のAPFは示されており、エネルギー等の積算において、APFを用いた計算に基づく評価を行う予定はありません。ただし、定性的な提案部分において高APF機器の採用を拒むものではありません。 |
| 28 | 対象室図示図面 |       |                       | 給食室内に食品庫が設置されている場合、食品庫は新設又は更新・改良対象でしょうか。   | 食品庫は空調範囲対象外です。   |
| 29 | 対象室図示図面 |       |                       | 事務室及び控室等にルームエアコンが設置されている場合は、設置年に関わらず更新が必要でしょうか。更新を行わずに継続使用したエアコンが故障した場合、修理又は更新はPFI事業外と考えて宜しいでしょうか。   | 給食室内事務室及び控室等は要求水準書 別紙3に示す必要冷房能力以上の機器に更新または新設してください。  |

第2回入札説明書等に関する質問に対する回答

| No | 資料名         | 頁 | 項目 | 内容   | 回答   |
|----|-------------|---|----|--|--|
| 30 | 既存空調設備に係る図面 |   |    | 川西養護学校の現地見学会において、現状設備が開示頂いた図面から変更になっているのを確認しました。改修図面が御座いましたら開示をお願いします。 | 川西養護学校の既設空調設備に係る図面(改修図)の貸与申し込みを9月1日付けでホームページに公表しましたので、確認してください。  |
| 31 | その他         |   |    | 夏休み中の学校園で行うイベント等があればご教示ください。   | <p>夏休み中の学校行事等は以下の通りです。</p> <p>小学校 補習授業(7月の10日間程度、一部の学級のみ)<br/>                     プール開放(7月下旬～8月上旬)<br/>                     夏祭り(7月又は8月の土日で1日～3日間)<br/>                     地域利用・職員研修(数日間)<br/>                     児童育成クラブ(日、祝日及び8/11～8/17を除く平日)</p> <p>中学校 補習授業(7月の10日間程度及び8月下旬、一部の学級のみ)<br/>                     登校日(8月下旬の1日間)<br/>                     部活動・大会等</p> <p>幼稚園 夏季保育(8月下旬の1日間)<br/>                     園庭開放</p> <p>特別支援学校 登校日(7月下旬の3日間)<br/>                     プール開放(7月下旬)<br/>                     児童育成クラブ(日、祝日及び8/11～8/17を除く平日)</p> <p>上記の行事等は、学校園で概ね共通です。<br/>                     一部の小学校においては、屋内運動場の工事が別途あります。<br/>                     特別支援学校においては、登校日・プール開放期間は空調環境が必要で工事はできません。<br/>                     学校によっては、使用する教室を変更することが可能です。<br/>                     事前に十分調整して下さい。</p> |